

別表 1

番号	交換の相手方	渡財産の用途
1	(1) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に定める国家公務員共済組合および国家公務員共済組合連合会 (2) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に定める地方公務員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会および地方団体関係団体職員共済組合 (3) 公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）に定める共済組合 (4) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に定める私立学校教職員共済組合 (5) 農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）に定める農林漁業団体職員共済組合 (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）に定める健康保険組合および健康保険組合連合会 (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定める国民健康保険組合および国民健康保険団体連合会	当該組合または連合会の定款または規約もしくはこれらに準ずるものに定める事務または事業（事務または事業の遂行上直接必要と認められる厚生施設（たとえば従業員宿舎、診療所等）および組合員または連合会加入組合の組合員のための分譲住宅用地のように供する場合を含む。以下同じ。）
2	(1) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に定める消費生活協同組合および消費生活協同組合連合会 (2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人および農業協同組合中央会 (3) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める水産業協同組合 (4) 漁業生産調整組合法（昭和36年法律第128号）に定める漁業生産調整組合 (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合および商店街振興組合連合会 (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める中小企業等協同組合および中小企業団体中央	当該組合または連合会等の定款又は規約に定める主たる事務または事業

	<p>会</p> <p>(7) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める商工組合および商工組合連合会</p> <p>(8) 森林法（昭和26年法律第249号）に定める森林組合および森林組合連合会</p> <p>3 (1) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所および日本商工会議所</p> <p>(2) 商工会の組織等に関する法律（昭和35年法律第89号）に定める商工会および商工会連合会</p> <p>4 (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に定める弁護士会および弁護士会連合会ならびに日本弁護士会連合会</p> <p>(2) 司法書士法（昭和25年法律第197号）に定める司法書士会および司法書士会連合会</p> <p>(3) 行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める行政書士会および行政書士会連合会</p> <p>(4) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）に定める日本公認会計士協会</p> <p>(5) 税理士法（昭和26年法律第237号）に定める税理士会および日本税理士会連合会</p> <p>(6) 弁理士法（大正10年法律第100号）に定める弁理士会</p> <p>5 (イ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）および他の法律に基づく都市計画事業（注1）または土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業を行なう者</p> <p>（注 1） 都市計画事業によらないで、地方公共団体が施行する踏切道の改良事業等を含むものとする。</p> <p>（注 2） 他の法律に基づき、都市計画事業として施行されるものに、たとえば次のような事業がある。</p> <p>(a) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区</p>	<p>当該法人の定款に定める主たる事務または事業</p> <p>当該法人の定款、会則またはこれらに準ずるものに定める主たる事務または事業</p> <p>当該事業（当該事業の目的遂行のため、直接、代替地、分譲住宅用地、工場誘致用地その他これらに類する用に供する場合を含む。以下7および8において同じ。）</p>
--	---	--

	<p>域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）に基づく工業団地造成事業</p> <p>(b) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）に基づく工業団地造成事業</p> <p>(c) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業</p> <p>(d) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務団地造成事業</p> <p>(e) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業</p> <p>(ロ) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく住宅地区改良事業を行う者</p>	
6	削除	削除
7	<p>(1) 新産業都市建設促進法（昭和37年法律第117号）に基づく新産業都市建設基本計画に定める事業を行う者</p> <p>(2) 工業整備特別地域整備促進法（昭和39年法律第146号）に基づく工業整備特別地域整備基本計画に定める事業を行う者</p>	当該計画に定める事業
8	地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に定める地方住宅供給公社	当該法人の定款に定める事務または事業
9	上記各号に掲げるもののほか、特別の法令の規定に基づき設立された特殊法人	当該特別の法令に定める主たる事務または事業（都市計画事業、土地区画整理事業その他地方公共団体の施策に基づく公共的な事業の実施に関連して取得すべき土地の代替地として利用する場合および

		<p>公用又は公共の用に供するため地方公共団体に転売等する場合を含む。以下10において同じ。)</p>
10	<p>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された社団法人または財団法人</p>	<p>当該法人の定款または寄附行為に定める主たる事務または事業</p>
11	<p>売払の場合において、予決令第99条第20号または第21号の規定により随意契約の相手方となることのできる法人等</p>	<p>(1) 当該法人等の事務所等の敷地（ただし、渡財産の位置環境等からみて事務所等の敷地として使用することが適当であると認められる場合に限る。）</p> <p>(2) 当該法人等の職員のための厚生施設</p>

(注) 本表に掲げる交換の相手方は、渡財産の用途欄に記載する用途に渡財産を直接供し
なければならないものとする。

別表 2

- 1 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に基づく山村振興計画に定める事業
- 2 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島振興計画に定める事業
- 3 奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく振興計画に定める事業
- 4 上記以外の法律または地方公共団体の条例による事業で営林局長がその地方の資源の開発または産業の振興に著しく寄与すると認めてあらかじめ林野庁長官の承認を受けたもの。

(別紙 1)

交 換 計 画 書

(所轄営林局名)

省庁名		部局等名		受財産予定 所属会計名					
相手方の住所 ・氏名・職業									
交換予定財産の内容および利用計画等	受 財 産	内 容	用途	所在地	区分	地目および種目	数量	概算見込 価 格	受財産を交換相手方 が取得した年月日お よびその取得先
							m ²	円	
							m ²		
		現 況							
		具 用 体 計 的 画 利 等							
	渡 財 産	内 容	用途	所在地	区分	種 目	数量	(台帳価格) 概算見込価格	
							m ²	円	
							m ²		
		相 対 手 方 の 計 画 等						交換できる場合の該当条項	
見込交換差金 および取るべき措置									
交換によらなければならない理由		① 受財産を予算により購入取得することとしない理由 ② 予算上の実績または予算要求の状況							
そ の 他 参 考 事 項		① 用途指定を付する場合の指定用途の予定内容 ② 交換についての相手方との折衝の進捗状況 ③ 協議書提出見込時期 ④ 農地等の転用を要するものについての転用申請見込時期 ⑤ その他参考事項							

注「交換できる場合の該当条項」欄には、第3の1の交換基準のいずれに該当するかを記入し、かつ、予決令の適用条項を併記すること。(記入例「予決令第99条第9号」基準(1))

別 記

用途指定事務処理要領

1 交換契約を締結する場合には、渡財産について用途指定の特約を付するものとする。ただし、次の各号の1に該当する場合には、用途指定をしないで、契約を締結することができる。

(1) 渡財産を、交換契約の相手方に売払うものとした場合に、国有財産法施行令第16条の2の規定に基づき、その売払いについて用途指定を要しないとき、および当該交換が第3の1の(2)から(4)までに該当する場合

(2) 渡財産を交換契約の相手方に貸し付けようとした場合に、道路法第90条第2項または道路整備特別措置法第28条第2項の規定により、当該財産を無償貸付けできるものに該当する交換である場合

(3) 次に掲げる法律の規定に基づき、譲与できる財産を渡財産とし、当該譲与を受けることができる者を交換契約の相手方とする交換である場合

国有財産法第28条第1号および第2号、国有財産特別措置法第5条第1項第1号、第2号または第6条の2第1項、空港整備法第16条、港湾法第53条、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第1項、国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律第1条、漁港法第24条の5第1項、土地改良法第50条第1項、道路法第90条第2項および第94条第2項、河川法第93条第1項または公有水面埋立法第95条

(注) 用途指定を付する場合には、事前に相手方の事業計画、資金計画および用途指定義務の履行の確実性等をじゆうぶんに調査、検討のうえ、実行が困難となるような用途指定を付すること（例えば2の(1)の(注1)の趣旨に反するような指定用途を付すること、または建設工事の工期もしくは資金計画等から判断して、当然に実施が困難な指定期日を定めることなど）のないよう配慮するものとする。

2 用途指定の特約事項

(1) 指定用途

渡財産につき指定する用途（以下「指定用途」という。）は、申請書に添付された事業計画および利用計画に基づき具体的に指定するものとする。

(注1) 利用計画については、事業計画に基づく建物等の概括的な設置計画を示すものでじゆうぶんであり、いたずらに詳細な配置図あるいは当面用途指定を付するの必要のない将来の事業計画に基づいて用途を指定することにより、用途指定制度の円滑な運用を阻害することのないよう配慮するものとする。

(注2) 土地を利用させることを主たる目的として、用途指定をしようとする場合に

において、例えば当該土地に樹木または工作物が存在する場合で、土地と一体として処理することが適当と認められるときは、当該樹木または工作物について用途指定を付する必要はない。

(2) 指定期日

渡財産を指定用途に供しなければならない期日（以下「指定期日」という。）は、次によるものとする。

ア 渡財産を林業経営、緑地、特用樹（こうぞ、みつまた、うるし、きり、くり等）の植栽の用（以下「林地等の用」という。）に供する場合は、渡財産を引き渡した日とする。

イ 渡財産を林地等の用以外の用に供する場合は、渡財産を引渡した日から2年をこえない範囲内において、相手方の事業計画、資金計画等から、適当と認められる期日を指定するものとする。ただし、渡財産が公園、学校施設または公営住宅等の用に供するための土地である場合は、次の各号によりそれぞれ適当と認められる期日を指定することができる。

(7) 各施設の建設計画から、年度ごとに数量を明示できるときは、毎年度の建設計画に基づくしゅん工予定日から1年をこえない範囲内

(4) (7)に該当する場合を除き各施設の建設計画が長期間にわたるときは建設計画に基づく最終年度のしゅん工予定日から1年をこえない範囲内

(3) 指定期間

ア 渡財産を指定用途に供しなければならない期間（以下「指定期間」という。）

は、渡財産を林地等の用に供する場合にあつては指定期日の翌日から10年間、林地等の用以外の用に供する場合にあつては指定期日の翌日から5年間とするものとする。ただし、交換差金の延納を認めて交換する場合において、指定期間の終期が延納期限の前にあたることとなるときは、延納期限までの期間を指定期間とするものとする。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する指定期間によることが適当でないとき、営林局長が認めて林野庁長官の承認を得たときは、アに規定する期間を超える指定期間を定めることができるものとする。

3 用途指定の変更および解除

(1) 通則

ア 相手方から用途指定をした渡財産（以下「用途指定財産」という。）の全部又は一部につき用途指定の変更または解除の申請があつた場合においてやむを得ない事情があると認められるときは、必要最小限の範囲に限つて、これを認めるものとする。

イ 用途指定の変更または解除について申請をさせる場合およびその承認をする場合

には、文書によるものとする。ただし、用途指定の変更が指定用途の範囲内での軽微な利用計画の変更などの場合については、文書による承認申請手続きにかえて口頭により承認申請を行なわせ、これに対し担当課長の決裁を受けたうえで、口頭で承認を与えることができる。この場合においては用途指定財産台帳にその内容を記入するものとする。

ウ 国有林野管理審議会に付議して用途指定を付した渡財産について、用途指定の変更または解除を認めようとする場合には、軽微な場合を除き、あらかじめ当該審議会に付議して用途指定の変更または解除を認めるものとする。ただし、緊急に処理しなければならない場合で付議することが困難であるときは事後報告をもつて付議に代えることができる。

エ 用途指定の変更または解除の承認をしようとする場合において、相手方から承認時の時価額と契約時の交換価額（以下「交換価額」という。）との差額（以下「交換価額の差額」という。）を徴収するときは、交換価額の差額は当該承認に係る財産の部分について算定するものとする。なお、交換価額の差額または3の(6)のイのこれに準ずる額を徴収する場合には、交換価額に契約時から承認時までの間における渡財産にかかる費用等の額を加算したものを交換価額とみなすことができる。

(注1) 承認時の時価額、契約時の交換価額とは、それぞれ承認時の渡財産の時価額、契約時の渡財産の交換価額をいう。

(注2) 渡財産とは、用途指定等を付した渡財産をいう。以下同じ。

(注3) 契約時から承認時までの間における渡財産にかかる費用等とは、登録免許税相当額、租税公課、受益者負担金およびこれに類するもの、当該土地にかかる保全経費（条令等による雑草除去のための費用、棚を設置した場合の費用等）、市中金利相当額、造成を行なった場合における当該費用相当額等をいう。

市中金利相当額及び造成に要した費用相当額の算定方法は、昭和45年3月20日付け45林野管第60号「買取交換の取扱いについて」通達の記の第1の3の(注3)および(注5)によるものとする（(注3)の場合には、「購入価額」を「交換価額」と読み替える。）。

(2) 指定期日の延期

ア 相手方から用途指定財産の全部または一部について、指定期日までに指定用途に供することができないため、指定期日の延期申請があつた場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、指定期日から一年をこえない範囲内においてその延期を認めることができるものとする。

イ 指定期日の延期を認めたものについては、原則として再度の延期は認めないものとする。

(3) 指定期間の延長

ア 相手方から用途指定財産の全部または一部について、一定期間にわたり指定用途に供することができないため、指定期間の延長申請があつた場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、その延長を認めることができるものとする。

イ 指定期間の延長を認めたものについては、原則として再度の延長は認めないものとする。

(4) 指定用途の変更

相手方から用途指定財産の全部または一部について、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）または売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転もしくは所有権の移転を主たる目的とする合併（以下「所有権の移転等」という。）を伴わない指定用途の変更申請があつた場合の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

(注1) 権利の設定には抵当権および譲渡担保権の設定を含まない。

(注2) 合併を禁じた趣旨は、合併を手段として転売が行なわれることを防止することが目的であり企業の合理化または国際競争力の強化に資するための合併を禁ずるものではない。

ア 用途指定財産について指定用途の変更申請があつた場合において変更後の用途が交換をすることができる用途（以下「適格用途」という。）に該当し、かつ、当該変更することにつきやむを得ない事情があると認められるときは、次に掲げるところにより、指定用途の変更を認めることができるものとする。

(ア) 変更後の用途に係る指定期日は、2の(2)に定めるところに準じて指定するものとする。

(イ) 変更後の用途に係る指定期間は、当初の指定期間から変更前の用途に供した期間（1月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を差し引いた期間とする。

イ 用途指定財産について指定用途の変更申請があつた場合において、当該変更後の用途が適格用途に該当しないときは、指定用途の変更は認めないものとする。

この場合において、当該申請をすることにつきやむを得ない事情があると認められるときは、(6)のアの(キ)により用途指定の解除を認めることができるものとする。

(5) 権利の設定および所有権の移転等

相手方から用途指定財産の全部または一部について権利の設定または所有権の移転等の申請があつた場合の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

ア 権利の設定は、認めないものとする。ただし、権利の設定をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合には、林野庁長官の承認を得て権利の設定を認めることができるものとする。この場合には、当該権利の種類および内容、相手方と当該権利者との関係、権利設定料の有無および額その他の事情に応じ、(4)の

イおよびウならびに(6)の規定を勘案して、相当額の金額を徴収するかどうかを決定する。

イ 用途指定財産について所有権の移転等の申請があつた場合において当該財産の用途に変更がなく、かつ、当該所有権の移転等につきやむを得ない事情があると認められるときは、次に掲げるところにより当該財産の所有権の移転等を認めることができるものとする。

(7) 当該財産につき所有権の移転等があつた後の所有者に対し用途指定をする。
この場合において、指定期間は当初の指定期間から指定用途に供した期間を差し引いた期間とする。

(4) 用途指定財産については、相手方から交換価額の差額を徴収するものとする。

(注) 所有権の移転等が3の(4)の(注2)に該当する合併であるときは、交換価額の差額を徴さないことができる。

以上ウの(4)について同じ。

ウ 用途指定財産について所有権の移転等の申請があつた場合において所有権の移転等の後の用途が所有権の移転等の前の用途と異なることとなるときは、その所有権の移転等は認めないものとする。ただし、所有権の移転等の後の用途が適格用途に該当し、かつ、当該所有権の移転等につきやむを得ない事情があると認められるときは、次に掲げるところにより所有権の移転等を認めることができるものとする。

(7) 所有権の移転等の後の所有者に対し、用途指定をする。この場合において指定期間は変更後の用途につき2の(3)に定めるところにより新たに指定する。

(4) 相手方から交換価額の差額を徴収するものとする。

(6) 用途指定の解除

ア 用途指定財産の全部または一部について用途指定の解除申請があつた場合において、次の1に該当する事情があるときは、用途指定の解除を認めることができるものとする。

(7) 用途指定をした建物もしくは工作物が滅失もしくはき損した場合、または保安上の危険防止もしくは代替施設の建設のため取りこわしもしくは撤去する場合において、用途指定を解除することにつきやむをえない事情があると認められるとき。

(イ) 用途指定財産が国の事務または事業の用に供される場合

(ウ) 滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売または企業担保権の実行手続または破産手続により用途指定財産の所有権が移転する場合

(エ) 用途指定財産が土地収用法その他の法律により収用される場合

(オ) 用途指定の解除が用途指定財産の一部にかかるものであり、当該解除によつ

て用途指定財産の全体の用途または目的を妨げないと認められるとき。

(カ) 用途指定を解除することにつき、特にやむを得ない事由（例えば天災地変、道路、公園等公共用途への転用など）があると認められる場合において、当該事由につき、相手方の責に帰することができないとき。

(キ) その他用途指定を解除することにつき、特にやむを得ない事情があると認められる場合において、林野庁長官の承認を得たとき。

イ 用途指定の解除を認める場合において、当該解除がアの（イ）から（キ）までに掲げる事情によるものであるときは、次の各号の区分に応じ、相手方から交換価額の差額に準ずるものとして当該各号に定める算式により算定した額を徴収するものとする。

(注) アの(ア)の事情により用途指定の解除を認める場合には交換価額の差額を徴収しない。

a 用途指定解除の事情がアの（イ）から（カ）までに該当する場合または（キ）に該当し、かつ、該当事情につき相手方の責に帰することができない場合

$$X = (B - A) \times \frac{N - n}{N}$$

(注)

X 交換価額の差額に準ずるもの

A 渡財産の交換価額

B 用途指定の解除承認時の渡財産の時価額

N 指定期間

n すでに指定用途に供した期間（1月未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てる。）

b aに掲げる場合以外の場合

$$X = (B - A) \times \frac{N - n}{N} + (B \times 0.5)$$

4 用途指定違反に対する措置

用途指定財産の全部または一部につき、用途指定義務の違反の事実があつたことを確認した場合には、次の(1)、(2)または(3)の区分に応じ、それぞれ定めるところによりすみやかに措置をとるものとする。

(1) 指定期日までに指定用途に供しなかつたとき、または指定期間中に指定用途に供しなくなつたとき。

ア 相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、あわせて当該期間内に指定用途に供しない場合には、渡財産の交換価額の5割に相当する金額を違約金として徴収する旨を通知する。

イ アに定める期間内に指定用途に供しない場合には、アにより通知した違約金を徴収する。

(2) 指定期間中に指定用途以外の用途に供したとき。

ア 相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、あわせて当該期間内に指定用途に供しない場合には、渡財産の交換価額の5割に相当する金額を違約金として徴収する旨を通知する。

イ アに定める期間内に指定用途に供しない場合には、アにより通知した違約金を徴収する。

(3) 指定期間の満了前に渡財産につき権利の設定をし、または所有権の移転等をしたとき。

ア 渡財産の交換価額の5割に相当する金額と権利の設定をし、または所有権の移転等をした時における渡財産の時価額から渡財産の交換価額を控除した金額の合計額を違約金として徴収する。

イ アに定める違約金は、(1)のアまたは(2)のアに定める金額を既に徴収している場合には、当該徴収済金額を控除した額とする。

5 用途指定義務の履行確保

(1) 実地調査等

ア 指定期日までに指定用途に確実に供されるよう契約締結後指定期日到来までの間に実地調査または実地監査を行なうよう配慮するものとする。

イ 相手方の用途指定義務の履行状況をは握し、用途指定違反を未然に防止するため、毎年1回程度を目途として随時に実地調査または実地監査を実施するものとするが、この場合において相手方に対する実地調査と実地監査が重複しないよう配慮するとともに対象件数が多い場合は重点的に行なうものとする。

ウ 実地調査または実地監査において、用途指定義務違反の事実があることを確認した場合には、事案の内容を検討のうえ、適切な処理方針をたて4の定める区分に応じ、遅滞なく措置するものとする。

エ 用途指定された財産については、相手方に対し、契約締結の日から指定期間満了の日までの間毎年1回および必要があると認めるときは随時に当該財産の状況につきその所有、利用等の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて報告させるものとする。

オ 相手方が正当な理由がなく実地調査もしくは実地監査を拒み、妨げ、もしくは忌避または報告を怠つたときは、渡財産の交換価額の1割に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(2) 用途指定財産台帳

用途指定財産台帳については「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」

通達の一部改正について」(昭和44年10月18日付け44林野管第497号)に定める別紙様式2「用途指定財産台帳」を準用作成するものとし、担当課に備え付け、現況は握および指定用途の変更等、必要事項の記録をその都度記載するとともに、違反行為を未然に防止するための指導等の資料として活用するものとする。

なお、従前の用途指定財産台帳は、企事案について、早急に切り替えが完了するよう、配慮するものとする。

6 通達改正に伴う経過措置

すでに用途指定を付して、契約を締結したものにかかる本通達改正後の取扱いについては、改正の趣旨に沿い処理して差しつかえないものであるから、遺憾のないよう措置するものとする。